

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年6月24日(2025.6.24)

【公開番号】特開2024-116801(P2024-116801A)

【公開日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【年通号数】公開公報(特許)2024-161

【出願番号】特願2023-22607(P2023-22607)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 0 C

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月16日(2025.6.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球により遊技が行われる遊技領域を有する遊技盤を前方から着脱可能に支持している本体枠と、

前記遊技領域を前方から視認可能とする窓部、及び該窓部を閉鎖しているガラスユニットを有し、前記本体枠に対して前方から開閉可能に設けられている扉枠とを具備している遊技機であつて、

前記扉枠は、

装飾を担う第一装飾部と第二装飾部とを備え、前記第二装飾部は、第一装飾部を取り外すことなく着脱可能であり、

該第二装飾部の少なくとも一部は、後方に位置する前記ガラスユニットと前後方向で重なるように設けられており、

前記ガラスユニットは、前記扉枠から着脱可能とされるものであり、

前記第二装飾部は、特定の固定手段で前記扉枠に固定可能とされるものであり、

前記特定の固定手段による前記第二装飾部の取付状態は、前記ガラスユニットを装着した状態で前記扉枠の後方から視認可能であり、

前記扉枠の裏面側には、左右方向に延びている特定補強板金部が設けられ、

前記特定補強板金部は、基板部と、該基板部の上端縁から後方へ延出している上フランジ部を備え、

前記ガラスユニットは前記特定補強板金部の上方に位置することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

パチンコ機のような遊技機には、遊技領域を有する遊技盤を着脱可能に保持している本体枠と、本体枠に対して前方から開閉可能に設けられている扉枠と、を備えている。この

40

50

扉枠には遊技領域を前方から視認可能としている窓部が設けられていると共に、窓部周囲の前面にカバー状の装飾体が設けられており、当該装飾体によって遊技機の外観が装飾されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

この種の遊技機として、扉枠に設けられている装飾体（カバー）を交換可能としたものが提案されている（例えば、特許文献1）。この特許文献1の技術によれば、仕様変更や機種変更などにより遊技盤を交換する際に、遊技盤と対応したカバーに交換することで、遊技盤と扉枠との一体感を付与して、遊技者に対する訴求力を高めることができる。

しかしながら、扉枠のカバーを交換可能にすると、扉枠に設けられている部材において、交換される部材（カバー）と交換されない部材（主体部）との間に境が生じることとなり、当該境をガイドにして前方から不正な工具を遊技機内に挿入されてしまう恐れがある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献1】特開2021-65649号公報

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、防犯性能の高い遊技機の提供を課題とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明の手段：遊技機において、

「遊技球により遊技が行われる遊技領域を有する遊技盤を前方から着脱可能に支持している本体枠と、

前記遊技領域を前方から視認可能とする窓部、及び該窓部を閉鎖しているガラスユニットを有し、前記本体枠に対して前方から開閉可能に設けられている扉枠とを具備している遊技機であって、

前記扉枠は、

装飾を担う第一装飾部と第二装飾部とを備え、前記第二装飾部は、第一装飾部を取り外すことなく着脱可能であり、

該第二装飾部の少なくとも一部は、後方に位置する前記ガラスユニットと前後方向で重なるように設けられており、

前記ガラスユニットは、前記扉枠から着脱可能とされるものであり、

10

20

30

40

50

前記第二装飾部は、特定の固定手段で前記扉枠に固定可能とされるものであり、  
前記特定の固定手段による前記第二装飾部の取付状態は、前記ガラスユニットを装着した  
状態で前記扉枠の後方から視認可能であり、  
前記扉枠の裏面側には、左右方向に延びている特定補強板金部が設けられ、  
前記特定補強板金部は、基板部と、該基板部の上端縁から後方へ延出している上フランジ  
部を備え、  
前記ガラスユニットは前記特定補強板金部の上方に位置する」  
ことを特徴とする。  
そして、本発明とは別の発明として、以下の手段を例示する。

手段1：遊技機において、

10

「遊技球が流下する遊技領域を備えた遊技盤を本体枠内に収納した遊技機であって、  
遊技者の操作により、前記遊技領域に遊技球を打ち込むことにより遊技が行われ、  
遊技領域に設けられた所定の領域を遊技球が通過した契機により抽選を行い、前記抽選  
の結果に応じて遊技者に特典を付与し、

前記遊技盤は、  
前記遊技領域の外周縁を構成している前構成部材に対して前方から着脱可能に設けられ  
、前面に特定シールが貼り付けられるシール台座を有しており、  
該シール台座は、  
後面に脱型痕跡部が設けられていると共に、該脱型痕跡部よりも後方へ突出している突  
出部が設けられている」  
ことを特徴とする。

20

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

このように、本発明によれば、防犯性能の高い遊技機を提供することができる。

30

40

50